

第 4 次豊田市森づくり基本計画について

1 森づくり基本計画の位置づけ

- 豊田市森づくり条例
基本理念、市・森林所有者等の責務・役割などを明確にしたもの
- 新・豊田市 100 年の森づくり構想（2018～2038）
基本理念を実現するために、100 年先を見据えた森づくりの方向性及びおおむね 20 年間の基本的施策の考え方を示したもの（おおむね 10 年で見直し）
- 第 4 次豊田市森づくり基本計画（2023～2032）
構想を具体化するために、今後 10 年間に行う施策を、数値目標とともに示したもの（おおむね 5 年で見直し）

2 第 4 次森づくり基本計画の策定の考え方

- (1) これまでの森林施策の棚卸の実施
 - ・ 森づくり条例制定以来、森林の持つ公益的機能の発揮（回復）のために、間伐による過密人工林の解消を最優先で実施してきた。
 - ・ 地域森づくり会議方式による団地化面積が私有人工林面積約 27,000ha の半数を超えるなど、順調に進んでいる。
 - ・ 一方で、森林所有者の高齢化や相続等による森林離れが進むなどをはじめ、森づくりを取り巻く状況は大きく変化しており、今後に向けた課題を踏まえ取組を再整理する段階にあると認識している。
- (2) 次期森づくり構想に向けた検討に着手
 - ・ 第 4 次森づくり基本計画においては、具体的な事業だけでなく、今後に向けた検討事項なども記載し、その検討結果を次期森づくり構想に反映する。
- (3) わかりやすく、使いやすい計画をめざす
 - ・ 森づくり基本計画は日々の業務の着実な推進や管理に活用するものであるため、活用しやすい構成、内容とする。

3 策定スケジュール

| | | |
|-----|----------|------------|
| 7月 | 委員会 1 回目 | 方向性の検討（今回） |
| 10月 | 2 回目 | 具体策の検討 |
| 1月 | 3 回目 | 最終確認 |
| 3月 | 策定 | |